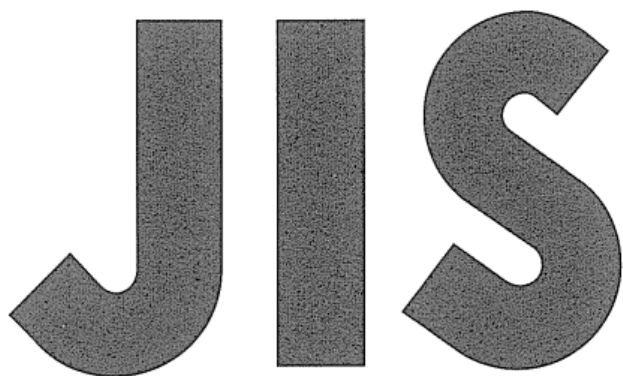




アセットマネジメント－ マネジメントシステム－要求事項

JIS Q 55001 : 2017

(ISO 55001 : 2014)

(JSA)

平成 29 年 8 月 25 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	東京大学
(委員)	伊 藤 弘	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
	宇 治 公 隆	首都大学東京（公益社団法人土木学会）
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	鎌 田 実	東京大学
	河 村 真紀子	主婦連合会
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	高 田 祥 三	早稲田大学
	高 増 潔	東京大学
	千 葉 光 一	関西学院大学
	長 井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	中 村 一	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈 良 広 一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会
	横 徹 雄	東京都市大学
	三 谷 泰 久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣，国土交通大臣 制定：平成 29.8.25

官 報 公 示：平成 29.8.25

原 案 作 成 者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511（代表）] 又は国土交通省住宅局 住宅生産課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111（代表）] にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

アセットマネジメント—マネジメントシステム— 要求事項

Asset management—Management systems—Requirements

序文

この規格は、2014年に第1版として発行された ISO 55001 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

この規格は、“アセットマネジメントシステム”と呼称される、アセットマネジメントのためのマネジメントシステムの確立、実施、維持及び改善の要求事項について規定する。

この規格は、あらゆる組織によって使用され得る。組織は、この規格を、どのアセットに適用するのかを決定する。

この規格は、主に、次の人々による使用を意図している。

- アセットマネジメントシステムの確立、実施、維持及び改善に従事する人々
- アセットマネジメントの活動の実践に従事する人々及びサービス提供者
- 法令、規制及び契約上の要求事項、並びに組織自体の要求事項を満たす組織の能力を評価するための内部及び外部の団体

この規格において示している要求事項の順序は、それらの重要性を反映しているものではなく、又はそれらが実施される順序を意味しているものでもない。

この規格中の要求事項の適用に関する更なる指針は、JIS Q 55002 に示す。

アセットマネジメントに関する一般的な情報及びこの規格に適用可能な用語に関する情報は、JIS Q 55000 に示す。組織は、その原則を考慮することが、組織におけるアセットマネジメントの策定を助けることを見出すことができる。

この規格は、JIS Q 31000 及び JIS Q 0073 に規定する“リスク”の定義を適用する。さらに、“利害関係者”という用語ではなく、“ステークホルダー”という用語を使用する。

この規格は、組織が、そのアセットマネジメントシステムに関連するマネジメントシステムの要求事項と整合させ、統合させることができるよう設計されている。

附属書 A は、アセットマネジメントの活動に関連する領域の追加的な情報を示す。

1 適用範囲

この規格は、組織の状況におけるアセットマネジメントシステムの要求事項について規定する。

この規格は、全てのアセットの種類に適用し、全ての種類及び規模の組織によって適用することができる。

注記 1 この規格は、特に物的アセットを管理することに適用することを意図しているが、他のアセ

ットタイプに適用することも可能である。

注記 2 この規格は、特定のアセットタイプを管理するための財務、会計又は技術的な要求事項を規定するものではない。

注記 3 **JIS Q 55000**, **JIS Q 55002** 及びこの規格の目的のため、“アセットマネジメントシステム”という用語は、アセットマネジメントのためのマネジメントシステムを表すものとして使われる。

注記 4 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 55001:2014, Asset management—Management systems—Requirements (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS Q 55000 アセットマネジメント—概要、原則及び用語

注記 対応国際規格：**ISO 55000**, Asset management—Overview, principles and terminology

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS Q 55000** による。

4 組織の状況

4.1 組織及びその状況の理解

組織は、組織の目的に関連し、かつ、そのアセットマネジメントシステムの意図した成果を達成する組織の能力に影響を与える、外部及び内部の課題を決定しなければならない。

戦略的アセットマネジメント計画（SAMP）に含まれるアセットマネジメントの目標は、組織の目標と整合し、一貫していなければならない。

4.2 ステークホルダーのニーズ及び期待の理解

組織は、次の事項を決定しなければならない。

- アセットマネジメントシステムに関連するステークホルダー
- それらの、ステークホルダーのアセットマネジメントに関するニーズ及び期待
- アセットマネジメントに関する意思決定の基準
- アセットマネジメントに関する財務的及び非財務的情報を記録し、内部及び外部に報告することに対するステークホルダーの要求事項

4.3 アセットマネジメントシステムの適用範囲の決定

組織は、アセットマネジメントシステムの適用範囲を定めるために、その境界及び適用可能性を決定しなければならない。適用範囲は、SAMP 及びアセットマネジメントの方針と整合していなければならない。この適用範囲を決定するとき、組織は、次の事項を考慮しなければならない。

- **4.1** に規定する外部及び内部の課題
- **4.2** に規定する要求事項
- 他のマネジメントシステムが使用されている場合は、それらとの相互作用

組織は、アセットマネジメントシステムの適用範囲に含まれるアセットポートフォリオを明確にしなければならない。

アセットマネジメントシステムの適用範囲は、文書化した情報として利用可能な状態にしておかなければならない。

4.4 アセットマネジメントシステム

組織は、この規格の要求事項に従って、必要なプロセス及びそれらの相互作用を含む、アセットマネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ、継続的に改善しなければならない。

組織は、SAMP を策定しなければならない。SAMP には、アセットマネジメントの目標の達成を支援するに当たっての、アセットマネジメントシステムの役割の文書化を含める。

5 リーダーシップ

5.1 リーダーシップ及びコミットメント

トップマネジメントは、次に示す事項によって、アセットマネジメントシステムに関するリーダーシップ及びコミットメントを実証しなければならない。

- アセットマネジメントの方針、SAMP 及びアセットマネジメントの目標を確立し、それらが組織の目標と整合することを確認にする。
- 組織の事業プロセスへのアセットマネジメントシステムに関する要求事項の統合を確認にする。
- アセットマネジメントシステムのための資源が利用可能であることを確認にする。
- 有効なアセットマネジメント及びアセットマネジメントシステムに関する要求事項への適合の重要性を伝達する。
- アセットマネジメントシステムがその意図した成果を達成することを確認にする。
- アセットマネジメントシステムの有効性に寄与するよう人々を指揮し、支援する。
- 組織の中での機能横断的な協力を促進する。
- 継続的改善を促進する。
- その他の関連する管理層がその責任の領域においてリーダーシップを実証するよう、管理層の役割を支援する。
- アセットマネジメントにおけるリスクを管理するアプローチが、組織のリスクを管理するアプローチと整合していることを確認にする。

注記 この規格で“事業”という場合、それは、組織の存在の目的の中核となる活動という広義の意味で解釈され得る。

5.2 方針

トップマネジメントは、次の事項を満たすアセットマネジメントの方針を確立しなければならない。

- a) 組織の目的に対して適切である。
- b) アセットマネジメントの目標設定のための枠組みを示す。
- c) 適用される要求事項を満たすことへのコミットメントを含む。
- d) アセットマネジメントシステムの継続的改善へのコミットメントを含む。

アセットマネジメントの方針は、次に示す事項を満たさなければならない。

- 組織の計画と一貫したものである。
- 他の関連する組織の方針と一貫したものである。
- 組織のアセット及び運用の性質及び規模に対して適切である。

- － 文書化した情報として利用可能である。
- － 組織内に伝達する。
- － 必要に応じて、ステークホルダーが入手可能である。
- － 実施され、定期的にレビューされ、必要に応じて、更新される。

5.3 組織の役割、責任及び権限

トップマネジメントは、関連する役割に対して、責任及び権限を割り当てられ、組織内に伝達されることを確実にしなければならない。

トップマネジメントは、次の事項に対して、責任及び権限を割り当てなければならない。

- a) アセットマネジメントの目標を含む SAMP を確立し、更新する。
- b) アセットマネジメントシステムが、SAMP の実施を支援することを確実にする。
- c) アセットマネジメントシステムが、この規格の要求事項に適合することを確実にする。
- d) アセットマネジメントシステムの適切性、妥当性及び有効性を確実にする。
- e) アセットマネジメント計画を確立し、更新する (6.2.2 参照)。
- f) アセットマネジメントシステムのパフォーマンスをトップマネジメントに報告する。

6 計画

6.1 アセットマネジメントシステムに関するリスク及び機会への取組み

アセットマネジメントシステムの計画を策定するとき、組織は、4.1 に規定する課題及び 4.2 に規定する要求事項を考慮し、次の事項のために取り組む必要があるリスク及び機会を決定しなければならない。

- － アセットマネジメントシステムが、その意図した成果を達成できるという保証を与える。
- － 望ましくない影響を防止又は低減する。
- － 継続的改善を達成する。

組織は、次の事項を計画しなければならない。

- a) 上記によって決定したリスク及び機会への取組み。その際、これらのリスク及び機会が経時的にどのように変化し得るかを考慮する。
- b) 次の事項を行う方法
 - － その取組みのアセットマネジメントシステムプロセスへの統合及び実施
 - － その取組みの有効性の評価

6.2 アセットマネジメントの目標及びそれを達成するための計画策定

6.2.1 アセットマネジメントの目標

組織は、関連する機能及び階層において、アセットマネジメントの目標を確立しなければならない。

アセットマネジメントの目標を確立するときは、組織は、アセットマネジメントの計画策定のプロセスにおいて、関連するステークホルダーの要求事項、並びに他の財務、技術、法令、規制及び組織の要求事項を考慮しなければならない。

アセットマネジメントの目標は、次の事項を満たさなければならない。

- － 組織の目標と一貫し、整合している。
- － アセットマネジメントの方針と整合している。
- － アセットマネジメントの意思決定基準 (4.2 参照) を用いて確立され、更新されている。
- － SAMP の一部として確立され、更新されている。
- － (実行可能な場合) 測定可能である。

- 適用される要求事項を考慮に入れる。
- 監視する。
- 関連するステークホルダーに伝達する。
- 必要に応じて、レビューし、更新する。

組織は、アセットマネジメントの目標に関する文書化した情報を維持しなければならない。

6.2.2 アセットマネジメントの目標を達成するための計画策定

組織は、アセットマネジメントの目標を達成するための計画策定と、財務、人的資源、その他支援機能を含む、組織の他の計画策定の活動とを統合しなければならない。

組織は、アセットマネジメントの目標を達成するために、アセットマネジメント計画を確立し、文書化し、維持しなければならない。これらのアセットマネジメント計画は、アセットマネジメントの方針、及び SAMP と整合していなければならない。

組織は、アセットマネジメント計画が、アセットマネジメントシステムの外部に起因する、関連した要求事項を考慮していることを確実にしなければならない。

組織は、アセットマネジメントの目標をどのように達成するかについて計画するとき、次の事項を決定し、文書化しなければならない。

- a) アセットマネジメント計画及びアセットマネジメントの目標を達成するため、活動及び資源の意思決定を行い、また、優先順位付けを行うための方法及び基準
- b) ライフサイクルにわたってアセットを管理するために採用されるプロセス及び方法
- c) 実施事項
- d) 必要な資源
- e) 責任者
- f) 達成期限
- g) 結果の評価方法
- h) アセットマネジメント計画に対する適切な期間
- i) アセットマネジメント計画の財務的及び非財務的な影響
- j) アセットマネジメント計画のレビュー周期 (9.1 参照)
- k) 次の事項のためのプロセスを確立することによる、アセットの管理に伴うリスク及び機会への取組み。
その際、これらのリスク及び機会が経時的にどのように変化し得るかを考慮しなければならない。
 - リスク及び機会の特定
 - リスク及び機会のアセスメント
 - アセットマネジメントの目標を達成することにおけるアセットの重要性の決定
 - リスク及び機会に対する適切な対応、及び監視の実施

組織は、アセットマネジメントに関連するリスクが、危機管理計画を含む、組織のリスクマネジメントのアプローチにおいて考慮されることを確実にしなければならない。

注記 リスクマネジメントに関する更なる指針は、JIS Q 31000 を参照する。

7 支援

7.1 資源

組織は、アセットマネジメントシステムの確立、実施、維持及び継続的改善に必要な資源を決定し、提供しなければならない。

組織は、アセットマネジメントの目標を達成し、アセットマネジメント計画に規定された活動を実施するために必要とされる資源を提供しなければならない。

7.2 力量

組織は、次の事項を行わなければならない。

- － 組織のアセットのパフォーマンス、アセットマネジメントのパフォーマンス及びアセットマネジメントシステムのパフォーマンスに影響を与える業務をその管理下で行う人（又は人々）に必要な力量を決定する。
- － 適切な教育、訓練又は経験に基づいて、それらの人々が力量を備えていることを確実にする。
- － 該当する場合には、必ず、必要な力量を身につけるための処置をとり、とった処置の有効性を評価する。
- － 力量の証拠として、適切な文書化した情報を保持する。
- － 現在及び将来の力量の必要性及び要求事項を定期的にレビューする。

注記 適用される処置には、例えば、現在雇用している人々に対する、教育訓練の提供、メンタリングの実施、配置転換の実施などがあり、また、力量を備えた人々の雇用、そうした人々との契約締結などもあり得る。

7.3 認識

組織の管理下で働き、アセットマネジメントの目標の達成に影響を与え得る人々は、次の事項に関して認識をもたなければならない。

- － アセットマネジメントの方針
- － アセットマネジメントのパフォーマンスの向上によって得られる便益を含む、アセットマネジメントシステムの有効性に対する自らの貢献
- － 業務活動、それに伴うリスク及び機会、並びにそれらの相互の関連性
- － アセットマネジメントシステムの要求事項に適合しないことの意味

7.4 コミュニケーション

組織は、次の事項を含む、アセット、アセットマネジメント及びアセットマネジメントシステムに関連する内部及び外部のコミュニケーションの必要性を決定しなければならない。

- － コミュニケーションの内容
- － コミュニケーションの実施時期
- － コミュニケーションの対象者
- － コミュニケーションの方法

7.5 情報に関する要求事項

組織は、アセット、アセットマネジメント、アセットマネジメントシステム及び組織の目標の達成を支援するために、情報に関する要求事項を決定しなければならない。これを行うときは、次の事項を考慮しなければならない。

- a) 組織は、次の事項を考慮しなければならない。
 - － 特定されたリスクの重要性
 - － アセットマネジメントのための役割及び責任
 - － アセットマネジメントのプロセス、手順及び活動
 - － サービス提供者を含む、組織のステークホルダーとの情報の交換
 - － 組織の意思決定に対する、情報の質、可用性及びマネジメントの影響

JIS Q 55001 : 2017

(ISO 55001 : 2014)

アセットマネジメント—マネジメントシステム—要求事項 解 説

この解説は、規格に規定・記載した事柄を説明するもので、規格の一部ではない。

この解説は、日本規格協会が編集・発行するものであり、これに関する問合せ先は日本規格協会である。

1 制定の趣旨

2014 年 1 月、アセットマネジメントに関する国際規格である ISO 55000 シリーズ (ISO 55000～ISO 55002) が発行された。これら国際規格は、ISO 9000 シリーズ、ISO 14000 シリーズなどと同様のマネジメントシステム規格であり、規格の要求事項に基づいて組織の認証が行われるもので、国際的に ISO 55001 認証が普及し始めている。

ISO 55000 では、アセットとは“組織にとって、潜在的に又は実際に価値をもつ項目、物又は実体”と定義され、その価値は、有形のものでも無形のものでも、また、財務的なものでも非財務的なものでもあり得るとしている (ISO 55000 の 3.2.1 参照)。物的アセットのみならず、ソフトウェア、特許、ブランド、情報、金融資産、人材などを含み、組織にとって価値をもつ全ての資産が“アセット”であるという考え方である。その中でも、ISO 55000 シリーズの基となった英国規格協会 (BSI) の公開仕様書 PAS 55 が電力、鉄道、上下水道、石油・化学プラントなどの物的アセット、つまりインフラストラクチャーを対象とした仕様書であることから、ISO 55000 シリーズにおいても、これらのインフラストラクチャーがアセットマネジメントシステムの適用範囲内にあるアセット、すなわちアセットポートフォリオの代表例として想定されている。

このような国際的な背景などから、ISO 55000 シリーズが我が国の国家規格 (JIS) に位置付けられることで、ISO 55001 認証が国内で普及し、インフラストラクチャーの維持管理・活用の推進に貢献することが期待されることから、次の 3 規格で構成する JIS Q 55000 シリーズを制定した。

- JIS Q 55000 アセットマネジメント—概要、原則及び用語
- JIS Q 55001 アセットマネジメント—マネジメントシステム—要求事項
- JIS Q 55002 アセットマネジメント—マネジメントシステム—JIS Q 55001 の適用のための指針

2 制定の経緯

2.1 国際規格制定の経緯

ISO 55000 シリーズ制定の経緯は、次のとおりである。

- a) 2009 年 8 月、BSI が PAS 55 を基に、国際標準化機構 (ISO) にアセットマネジメントに関わる新業務項目の提案を行い、同年 12 月、新業務項目の提案が ISO 委員会です承された。
- b) 2010 年 6 月、ロンドンにおいて準備会合が開催され、次のような基本事項が確認された。
 - “概要、原則及び用語”、“要求事項”及び“要求事項適用のためのガイドライン”の三部構成の規格とすること。
 - 認証対象の規格とすること。

- ー 全ての種類のアセットに適用できる規格にすること。
 - ー 他の関連する技術委員会 (TC: Technical Committee) などとの調整を図ること。
 - ー 規格策定のために ISO プロジェクト委員会 (ISO/PC251) を設置すること。
- c) その後、2011 年 2 月に第 1 回会議 (メルボルン)、同年 10 月に第 2 回会議 (アーリントン)、2012 年 2 月に第 3 回会議 (プレトリア)、同年 6 月に第 4 回会議 (プラハ)、2013 年 5 月に第 5 回会議 (カルガリー) が開催され、委員会原案 (CD: Committee Drafts) 策定、国際規格案 (DIS: Draft International Standards)、最終国際規格案 (FDIS: Final Draft International Standards) 策定と、順を追ってドラフト策定作業が行われた。
- d) 2014 年 1 月、ISO 55000 シリーズが発行された。

2.2 国内の活動及び JIS 制定の経緯

国内では、2011 年 5 月に、日本工業標準調査会から一般社団法人京都ビジネスリサーチセンターに、ISO/PC251 活動への参加、ISO 規格案の審議と投票、国内審議委員会の運営などの業務委嘱がなされ、国内での取組みが本格的に始まった。ISO 55000 シリーズの発行に伴い、ISO/PC251 は、専門委員会 (TC) へと移行され、ISO/TC251 として規格の見直し、他の関連規格との連携などを推進している。

ISO 55000 シリーズの制定後、アセットマネジメント及びアセットマネジメントシステムの国内への普及促進のため、京都ビジネスリサーチセンターから一般財団法人日本規格協会に対して ISO 55000 シリーズを JIS として制定する要望が寄せられた。これを受けて、経済産業省、国土交通省、京都ビジネスリサーチセンター及び日本規格協会が協議した結果、日本規格協会は、ISO 55000 シリーズ JIS 原案作成委員会 (委員長 河野広隆 京都大学 経営管理大学院教授) を設置して JIS 原案を作成した。

3 審議中に特に問題となった事項

3.1 対応国際規格の審議中に問題となった事項

ISO 55001 のドラフト策定審議中、特に問題になった事項は、次のとおりである。

- a) 適用対象とする組織 ISO 55000 シリーズが適用対象とする組織がどのような組織か、しばしば議題となった。特に、ISO 55001 は、組織の第三者認証に利用され得る規格であるため、この問題は、どのような組織が認証の対象となり得るか、という観点からも注目を集めた。審議の結果、ISO 55002 の 8.3.3 において、“外部委託の範囲によっては、外部のサービス提供者に、組織のアセットマネジメントの目標と整合した、それ自身のアセットマネジメントシステムを確立することを求めることがあり得る。”とされ、外部のサービス提供者も第三者認証の対象となり得ることが明示された。
- b) “リスクマネジメント”に関する記載 FDIS の段階で、英国、オランダ、オーストラリアなどから、リスクマネジメントに関する記載を追加すべきとの主張がなされた。審議の結果、ISO 55001 の箇条 6 (計画) にリスク及び機会への取組みなどの規定が追加された。
- c) アセットマネジメントと財務・会計との関連性 対応国際規格の審議では、特に、アセットマネジメントと財務・会計との関連性について審議がなされた。審議の結果、7.5 (情報に関する要求事項) では、我が国の考えが強く反映されている。当初の原案では、無条件に、“財務的なデータと、技術的なデータと、その他の関連する非財務的なデータとの間で一貫性及びトレーサビリティを確保すること”が要求されていた。しかし、我が国では、公共インフラの多くの分野において、技術的なデータと財務的なデータとの間で一貫性及びトレーサビリティが確保されておらず、国内審議委員会において、この要求条件を緩和することを我が国の基本方針とした。

第 4 回会議 (プラハ) において、日本側から、この規格がアセットの所有者だけでなくアセットマ

ネジメントに携わる幅広い組織に対しても適用可能であるべきものであること、インフラ会計の導入を想像させるような要求内容は規格の導入・普及に大きな障壁となり兼ねないことなどを強く主張し、参加各国の同意を得て、“そのステークホルダーの要求事項及び組織の目標を考慮しつつ、法令及び規制上の要求事項を満たすために必要とされる程度まで、”という条件付きの規定となった[7.5 e)参照]。

3.2 この規格の審議中に問題となった事項

JIS 原案作成においては、他のマネジメントシステム規格の JIS との整合性確保のために ISO/TMB/TAG 対応国内委員会で作成された ISO/IEC 専門業務用指針—第1部:統合版 ISO 補足指針の附属書 SL (以下、附属書 SL という。)の共通和訳との整合を最大限考慮した。今回の JIS 原案作成審議において、対応国際規格の翻訳上、特に問題になった事項は、次のとおりである。

- a) **stakeholders** の訳 (4.2 ほか) “stakeholders” には片仮名の“ステークホルダー”を当てた。ISO 55001 の introduction に記述されているように、この規格では、附属書 SL で“interested party (利害関係者)”を用いている箇所を全て“stakeholders (ステークホルダー)”に置き換えている。
- b) **give assurance** の訳 (6.1) 箇条 6 (計画) の 6.1 (アセットマネジメントシステムに関するリスク及び機会への取組み) で“— give assurance that the asset management system can achieve its intended outcome(s)”という規定がある。附属書 SL では、“give assurance”には“確信を与える”を当てているほか、“確信を得る”といった訳を許容している。この分野では、より重要な意味合いをもつため、“保証する”と訳した。
- c) **retain** の訳 (6.2.1) 箇条 6 (計画) の 6.2 (アセットマネジメントの目標及びそれを達成するための計画策定) で“The organization shall retain documented information on the asset management objectives.”という規定がある。“retain”には“保持する”が、“maintain”には“維持する”が当てられ、前者には(文書化した情報の)更新を認めないという意味合いがある一方、後者には適切に更新するという意味合いがあり、使い分けがなされている。附属書 SL では、この部分に“retain”が採用されており、ISO 55001 も附属書 SL に従って“retain”としている。しかし、2015 年に改正された ISO 9001 及び ISO 14001 では、本来の趣旨を勘案して“retain”が“maintain”に変更された。ISO 55001 でも、この部分について ISO 9001 などの関連規格との間で運用に特段の差異を設ける事由が見当たらないことから、JIS Q 55001 のこの部分は、“維持する”に置き換えた。
- d) **implications** の訳 (6.2.2) “implications”には“意味合い”を当てた。他に“示唆”、“含意”、“含み”、“影響”などの案が審議された。
- e) **guide** (動詞) の訳 (JIS Q 55000～JIS Q 55002 共通) “guide (動詞)”には“指針を示す”又は“指針となる”を当てた。
- f) **governance** の訳 (JIS Q 55000～JIS Q 55002 共通) “governance”には“ガバナンス”を当てた。“統治”を当てるといった意見もあったが、ISO 14001 (JIS Q 14001) などでも片仮名の“ガバナンス”を当てていること、JIS Q 27014 (情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティガバナンス)、JIS Q 38500 (情報技術—IT ガバナンス) などのように規格名称にも用いられていることから、一般に認識されている用語と判断した。
- g) **action** の訳 (JIS Q 55000～JIS Q 55002 共通) “action”には“行動”、“処置”又は“取組み”を当てた。訳語の選択に当たっては、JIS Q 55000 の箇条 3 (用語及び定義) の 3.3.4 予測対応処置 (preventive action)、3.3.5 予知行動 (predictive action)、3.4.1 是正処置 (corrective action) 及び 2.4.1 (一般) の監視処置 (monitoring actions) を参考とした。

4 懸案事項

ISO/TC251/WG6 において、ISO 55002 の改訂作業が開始されており、2018 年 12 月頃までに ISO 55002 改訂版が発行される計画である。ISO 55000 及びこの規格の対応国際規格である ISO 55001 は、ISO 55002 改訂後に改訂の検討に移る計画であるが、ISO/TC251 国内審議団体である京都ビジネスリサーチセンターと連携して活動を注視する必要がある。

5 原案作成委員会の構成表

原案作成委員会の構成表を、次に示す。

ISO 55000 シリーズ JIS 原案作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	河 野 広 隆	京都大学経営管理大学院
(副委員長)	藤 木 修	京都大学経営管理大学院
(委員)	小 林 潔 司	京都大学経営管理大学院
	岩 崎 福 久	国土交通省大臣官房
	植 松 龍 二	国土交通省水管理・国土保全局
	奥 谷 正	国土交通省国土技術政策総合研究所
	福 田 泰 和	経済産業省産業技術環境局
	中 川 梓	公益財団法人日本適合性認定協会
	青 木 泉	日本マネジメントシステム認証機関協議会
	水 谷 哲 也	仙台市建設局
	水 野 高 志	一般社団法人建設コンサルタンツ協会
	川 村 正 夫	公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会
	松 田 善 介	公益社団法人日本プラントメンテナンス協会
	黒 住 光 浩	公益社団法人日本下水道協会
(関係者)	久 内 伸 夫	国土交通省大臣官房
	伊 藤 淳 揮	国土交通省総合政策局
	田 本 典 秀	国土交通省水管理・国土保全局
	宗 像 保 男	経済産業省産業技術環境局
	宮 尾 健	経済産業省産業技術環境局 (2016 年 11 月まで)
	猿 橋 淳 子	経済産業省産業技術環境局 (2016 年 12 月から)
	岡 崎 将	経済産業省産業技術環境局
(事務局)	重 松 康 夫	一般財団法人日本規格協会
	菊 地 裕 介	一般財団法人日本規格協会

分科会 構成表

	氏名	所属
(主査)	藤 木 修	京都大学経営管理大学院
(委員)	中 川 梓	公益財団法人日本適合性認定協会
	青 木 泉	株式会社日本環境認証機構
	森 幹 芳	一般財団法人建材試験センター
	榎 本 吉 秀	アビームコンサルティング株式会社
	竹 末 直 樹	株式会社三菱総合研究所
(関係者)	久 内 伸 夫	国土交通省大臣官房
	田 本 典 秀	国土交通省水管理・国土保全局
	岡 崎 将	経済産業省産業技術環境局
(事務局)	菊 地 裕 介	一般財団法人日本規格協会

(執筆者 ISO 55000 シリーズ JIS 原案作成委員会)